

別表（第3条関係）

	減 免 区 分	減免対象保険料額		減 免 割 合		備 考
1	第 2 条 第 1 号	保険料の 総額	火災の 場合	70%以上の被害	被災月以降の保険料額の 6 箇月分	損害程度の認定は、消防署又は警察署の認定基準による。
				20%以上の被害	被災月以降の保険料額の 4 箇月分	
			火災以外 の場合	全壊	被災月以降の保険料額の 6 箇月分	
				大規模半壊		
				半壊	被災月以降の保険料額の 4 箇月分	
2	第 2 条 第 2 号	保険料の 所得割額	減免事由が生じた以後に到来する納期の所得割について、当該の算定の基礎となった所得から、盗難により生じた実被害額（保険等で救済される分を控除）を差し引いた所得により再算定を行い、従前の賦課との差額のすべて			損害程度の認定は、消防署又は警察署の認定基準による。
3	第 2 条 第 3 号	保険料の 所得割額	生 活 の 程 度	減 免 割 合	(1)生活保護法による保護の基準（昭和35年厚生省告示第158号）に定める一般生活費認定基準表第 1 類、第 2 類及びその他の扶助基準表により算定した最低生活費（以下「最低生活費」という。）の額による割合とする。 (2)なお、生活の程度について、別に基準が示された場合は、その割合を準用できる。 (3)減免割合が100%の場合に限り、応益割額についても20%減免する。	
			月平均収入額が最低生活費の 1 0 6 % 以下のとき。	1 0 0 %		
			月平均収入額が最低生活費の 1 1 6 % 以下のとき。	8 0 %		
			月平均収入額が最低生活費の 1 2 6 % 以下のとき。	6 0 %		

別表（第3条関係）

	減 免 区 分	減免対象保険料額	減 免 割 合				備 考
4	第2条第4号	保険料の 所得割額	減少率 当該世帯の前年収入	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上	(1) 減少率の算定方法 $\frac{\text{前年の月平均収入額} - \text{本年の月平均収入額}}{\text{前年の月平均収入額}}$ (2) 前年収入が550万円以上の場合は550万円とする
			250万円未満	50%	60%	70%	
			250万円以上350万円未満	40%	50%	60%	
			350万円以上450万円未満	30%	40%	50%	
			450万円以上550万円以下	20%	30%	40%	
5	第2条第5号	保険料の 所得割額	支払割合 世帯人数	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上	(1) 支払割合の算定方法 $\frac{\text{医療費支払額} - \text{高額払戻し額}}{\text{月平均収入額}}$
			1～2人	30%	40%	50%	
			3～4人	40%	50%	60%	
			5～6人	50%	60%	70%	
			7人以上	60%	70%	80%	
6	第2条第6号	保険料の 総 額	100%（該当の被保険者に係る保険料のみ）				給付制限期間に対応する保険料額を、 減免の額とする。 ただし、法第59条に該当することになった日の属する月については、その期間に含まないものとする。

別表（第3条関係）

	減 免 区 分	減免対象保険料額	減 免 割 合	備 考
7	第2条第7号	右欄に掲げる保険料額	100%（旧被扶養者に係る所得割） 50% $\left\{ \begin{array}{l} \text{旧被扶養者に係る均等割及び平等割} \\ \text{条例第19条第1項第1号及び第2号の規定を受ける} \\ \text{場合を除く。} \end{array} \right.$ 30% $\left\{ \begin{array}{l} \text{旧被扶養者に係る均等割及び平等割} \\ \text{条例第19条第1項第3号の規定を受ける場合} \end{array} \right.$	(1) 旧被扶養者が国民健康保険の資格取得日に65歳以上である場合に限り適用する。 (2) 減免の対象となる応能割額及び均等割額については、旧被扶養者に係るものに限る。ただし、平等割額については、旧被扶養者のみ（擬制世帯主を除く。）で構成される世帯である場合に限り適用する。 (3) 応益割額の減額については、条例第19条第1項第1号及び第2号の規定を受ける場合には、適用しない。また、同条同項第3号の規定を受ける場合には、同項の規定を適用する前の応益割額の3割を減額する。 (4) 適用期間は、旧被扶養者の資格取得日の属する月以後2年間を経過する月までとする。 ただし、所得割については、当分の間、適用する。
8	第2条第8号	1から5までに掲げる減免区分に応じ、減免対象保険料額の欄に掲げる保険料額	1から7までに掲げる割合に準ずる割合	ただし、別に基準が示された場合はその割合を準用できる。